

今年1月に一部改正された建設業法による技術者の資格要件等（元請・下請の工事金額）の新しい一覧表が出来ました。注記事項に分かりやすく色づけしたものを順次お届け致します。



1月中旬の事で「昨年度は夫の緊急入院で経審（公共工事入札参加希望者が申請）を受けそびれた…当社は6月決算なので昨年度に新規で申請すべきだったのに今年になって自社で書類を作成し県の土木事務所に出した所、不備が多く受付保留に…あと1週間後に期日が…どうしよう」との相談が県北の中山間地で土木事業を営むA社の奥様からありました。公共工事を受注するには①建設業の許可を取

り②決算期後4か月以内に建設業法第11条変更届（決算報告）を提出③国に登録した機関で経営状況分析を受け④県が指定した日に経審の申請受付⑤後日県の実態調査を受けなければなりません。A社は②と③をとばしていたため受付保留に…。当方では②と同時進行で③の手続きを特別扱いで行い、A社と協力してなんとか④⑤を済ませました。県入札の資格申請は2年度毎ですが、経審の有効期間は決算日から1年7か月。つまり毎年の申請が必要なのです。（渡邊あゐ・岸岡）

1週間後が申請期日！**自社作成**の経審書類受付保留に



「労基署の監督官から①残業等の割増賃金の計算基礎に入れるべき諸手当を含めて割増分を支払うように②法定労働時間と所定労働時間との差＝法定内残業代を支払うように③労働者が常時10人以上なので就業規則の届出を…等の**是正勧告**を受けたがどうすれば…」との相談がB社からありました。③については準備中でしたが、②に関しては問題がありました。割増賃金を計算する時は労基法に定めた法定労働時間（休憩時間を除き1日8時間・週40時間）超を

対象とし、B社のように8～17時の場合、昼休みの1時間と午前と午後の15分ずつの休憩計1.5時間を引くと所定労働時間は1日7.5時間で、法定労働時間8時間との差30分は25%の割増賃金は加算せずに法定残業代として支払う必要があるのではと求められます。①についても家族手当や住宅手当等も一律支給は割増賃金の計算基礎から外す為の便法と見なされるので要注意になります。（渡邊社労士）

司法警察の“**是正勧告**”にどう対応権限もある**是正勧告**したら…？



当事務所では毎週金曜日の朝 9～10 時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。  
今年4月より月60時間超の残業割増賃金が、25%UP から50%UP になります。給与計算をご自社でされている事業所の方は、2段階での割増率計算にご注意下さい。